

山形県下水道協会

排水設備工事責任技術者に関する細則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この細則は、山形県下水道協会（以下「協会」という。）が認定する排水設備工事責任技術者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この細則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 協会に加入している市町村又は一部事務組合（以下「市町村等」という。）ごとに定められる下水道事業に関する条例、規則等をいう。
- (2) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事をいう。
- (3) 排水設備工事責任技術者 市町村等の長が、条例等に基づき排水設備工事の設計、施工等に関し技能を有する者として認める者（以下「責任技術者」という。）をいう。
- (4) 指定工事店 市町村等の長が、条例等に基づき排水設備工事の施工を認め、指定した下水道排水設備工事業者をいう。

(責任技術者の資格)

第3条 この細則に基づく責任技術者は、市町村等において責任技術者となる資格を有するものとする。ただし、当該市町村等において特別の要件を定める場合は、当該要件を満たさなければならない。

第2章 責任技術者の試験

(試 験)

第4条 協会は、責任技術者の技能の認定を行うため、排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

2 試験は、筆記試験とし、次の各号に掲げる科目について行うものとする。

- (1) 下水道の一般知識に関すること。
- (2) 排水設備の法的知識に関すること。
- (3) 排水設備の設計（設計監理を含む。）、施工（施工監理を含む。）及び維持管理の技術的知識に関すること。
- (4) 排水設備の新設、増設、改築及び撤去工事に係る事務手続きに関すること。

3 試験は、受験者の利便等を考慮して、県内を適切に分割し、当該分割に応じた試験の会場を設けて行うものとする。

(試験の回数及び実施期日)

第5条 協会の長（以下「会長」という。）は、2年に1回、試験を実施するものとする。ただし、当分の間、毎年1回実施するものとする。

2 試験は、毎回11月の第3日曜日に、各会場一斉に実施するものとする。ただし、この日に実施できない場合は、11月の他の日に実施するものとする。

(試験の受験資格)

第6条 試験を受験できる者は、試験の実施日において、年齢が満20歳以上で、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科及び衛生工学科又はこれに相当すると会長が認めた課程を修了して卒業した者

(2) 高等学校以上を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、第7条に規定する試験の受験申し込みを行った日（以下「受験申込日」という。）において1年以上の実務の経験を有する者

(3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務の経験を有する者

(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして、会長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、試験を受験することはできない。

(1) 破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第17条の規定により責任技術者としての業務の禁止処分を受け、受験申込日において2年を経過しない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 前各号に掲げる者のほか、会長が受験を不相当と認める者

(試験の受験申し込み)

第7条 試験を受験しようとする者は、会長が定める期間内に、市町村等に備え付けの排水設備工事責任技術者試験受験申込書（別記様式第1号。以下「受験申込書」という。）を、所属しようとする指定工事店の営業所所在地市町村等（以下「指定市町村等」という。）に提出しなければならない。

2 指定市町村等は、受験申込書の提出を受けた場合は、第6条に規定する受験資格及び第27条に定める手数料についての振替振込受付証明（会長が別に定める振替払込用紙による）の添付を確認のうえ、当該受験申込書等を取りまとめて、会長が定める期間内までに、会長に送付するものとする。

3 指定市町村等は、受験申込書を受け付けした場合は、直ちに、試験の受験申込者に受験票（別記様式第2号）を交付するものとする。

(試験の実施)

第8条 会長は、試験の実施に必要な事項は、別に定め、協会事務局前に告示し、各市町村等において周知する。

(合格の通知)

第9条 会長は、試験の合格者（以下「合格者」という。）に対して合格の通知をするとともに、合格者名簿（別記様式第4号）を作成して市町村等に通知するものとする。

(試験の合格の取消し)

第10条 会長は、合格者が次の各号の一に該当するときは、試験の合格を取消することができる。

- (1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。
- (2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。
- (3) その他責任技術者としての適格性に欠けると判断されるとき。

2 会長は、合格者のうち前項の規定により試験の合格を取消した場合は、その旨を当該合格者に通知する。

3 会長は、試験の合格を取消した場合は、その都度、その旨を市町村等に通知するものとする。

第3章 責任技術者の登録

(登 録)

第11条 合格者のうち責任技術者の登録を受けようとする者は、試験の受験申込を行った指定市町村等を経由し、会長の定める日までに、次の各号に掲げる書類を添えて責任技術者登録申請書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 写真1枚
- (2) 住民票の写し
- (3) 卒業を証明する書類（受験資格を学歴要件により受験した者）
- (4) 手数料の振替払込受付証明書

2 前項の申請を受けた指定市町村等は、書類を審査のうえ登録者名簿を作成し、会長に送付するものとする。

3 合格者が、第1項の期日までに申請をしないときは、登録する資格を失うものとする。

(登録の有効期間)

第12条 登録の有効期間は、合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。

(責任技術者証)

第13条 会長は、責任技術者の登録を行ったときは、その者に対し責任技術者証（別記様式第6号）を交付する。

2 前項の交付については、会長が、責任技術者証及び登録者名簿の副本を市町村等に送付し、市町村等が、当該責任技術者に送付する方法により行うものとする。

3 責任技術者は、排水設備の工事に関する業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市町村等の長の要求があったときは、責任技術者証を提示しなければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 責任技術者は、責任技術者証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに、指定市町村等を経由して会長に申請し、再交付を受けなければならない。この場合において、責任技術者の再交付を受けようとする者は、責任技術者証再交付申請書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 責任技術者証（汚損した場合）

(2) 写真1枚

6 責任技術者は、第16条の規定により登録を抹消され、又は第17条の規定により業務の禁止若しくは停止を受けたときは、遅滞なく、責任技術者証を指定市町村等を経由して会長に返納し、又は提出しなければならない。

(兼職禁止)

第14条 責任技術者は、所属する指定工事店の責任技術者とそれ以外の指定工事店の責任技術者を兼ねることができない。

(変更の届け出)

第15条 責任技術者は、氏名、居住地に係る届け出の内容に変更があったときは、直ちに、責任技術者届出事項変更届（別記様式第8号）を指定市町村等を経由して会長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第16条 会長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第10条第1項の規定により試験の合格の取消しがあったとき。

(2) 破産者になったとき。

(3) 第19条の規定による更新手続きをしなかったとき。

(4) 登録の辞退届出があったとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったとき。

2 会長は、責任技術者が前条の規定による届け出をしなかったときは、相当期間この事実を協会事務局前に告示し、なお届出がなかった場合は登録を抹消することができる。

(業務禁止又は停止)

第17条 会長は、責任技術者が次の各号の一に該当する時は、その業務を禁止し、又は一定期間を定めて業務の停止をすることができる。

- (1) この細則に違反したとき。
- (2) 市町村等が定める条例・規則に違反したとき。

2 前項第2号の規定に該当する場合にあっては、当該市町村等の長の処分をもって前項の規定による処分とみなすものとする。

(市町村等の通知義務)

第18条 市町村等は、前2条の事実があったとき、又は判明したときは、直ちに、会長に通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に基づき、必要に応じ、市町村等に周知するものとする。

第4章 責任技術者の登録更新

(登録更新)

第19条 責任技術者は、登録期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、第22条に規定する登録の更新方法に基づいて、あらかじめ、登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、あらかじめ、更新講習会を受講しなければならない。

(更新講習会)

第20条 更新講習会は、次の各号に掲げる科目について行うものとする。

- (1) 下水道の一般的知識に関すること。
- (2) 排水設備の法律的知識に関すること。
- (3) 排水設備の最新の技術的（設計、施工及び維持管理）知識に関すること。
- (4) 排水設備の新設、増設、改築及び撤去工事に係る事務手続き等に関すること。

2 更新講習会は、更新講習会の受講者の利便等を考慮して、山形県内を適切に分割し、当該分割に応じた更新講習会の会場を設けて行うものとする。

(更新講習会及び登録更新の実施)

第21条 会長は、登録期間を満了する者を対象として、毎年、更新講習会を実施するものとする。

2 更新講習会及び登録更新の実施に必要な事項は、会長が別に定め、登録期間が満了するおおむね3か月前に協会事務局前に告示し、各市町村等において周知する。

(更新講習会の受講申込及び登録更新方法)

第22条 更新講習会を受講し、登録の更新をしようとする責任技術者は、会長が定める期間内に、市町村等に備え付けの排水設備工事責任技術者更新講習会受講申込書・登録更新申請書(別記様式第9号。以下「更新申込書」という。)を、指定市町村等に提出しなければならない。

2 病気による入院等の特別の理由により更新講習会を受講することができない責任技術者は、受講できない理由を証する書類等を添えて、事前に、指定市町村等に登録更新講習会欠席届(別記様式第11号)により届け出なければならない。ただし、緊急、かつ、止むを得ない理由による場合は、事後において、直ちに届け出なければならない。

3 指定市町村等は、前項の届出を受理した場合は、更新講習会を受講できない責任技術者に対し、当該市町村等ごとに、別途に更新講習会に相当する講習を行うなどの救済措置を施すものとする。

4 指定市町村等は、更新申込書の提出を受けた場合は、第27条に定める手数料についての振替払込受付証明(会長が別に定める振替払込用紙による)の添付を確認のうえ、当該更新申込書を取りまとめて、会長が定める期間内までに、会長に送付するものとする。

5 指定市町村等は、更新申込書を受け付けした場合、直ちに、更新講習会の更新申込者に受講票(別記様式第10号)を送付するものとする。

(更新講習会の実施)

第23条 会長は、更新講習会の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

(修了者名簿の作成)

第24条 削除

(登録の方法)

第25条 会長は、更新講習会の受講終了者には、責任技術者証を作成し、交付するものとする。

2 登録更新による登録期間は、5年とする。ただし、登録更新の時期を調整する必要がある場合は、会長が別に定めることができる。

第5章 雑 則

(受験講習会の実施)

第26条 会長は、必要に応じ、試験の受験を希望する者を対象に、更新講習会実施の規定に準じて、講習会を開催することができるものとする。

(手数料)

第27条 会長は、次の各号の一に該当する者につき、別表に定める手数料を徴収する。

(1) 試験及び受験講習会を受けようとする者

- (2) 試験を受けようとする者
 - (3) 責任技術者の登録を受けようとする者
 - (4) 責任技術者の登録更新講習会を受け、責任技術者の登録の更新を受けようとする者
 - (5) 責任技術者証の再交付を受けようとする者
- 2 手数料は、会長が別に定める振替払込用紙にて指定口座に払込むものとし、指定市町村等は各関係書類への振替払込受付証明書の添付によりこれを確認するものとする。
- 3 一度払込まれた手数料は、第1項各号に必要な書類の受付後は、いかなる理由があっても返却しない。

(その他)

第28条 この細則に定めのない事項については、必要の都度、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この細則施行の際、現に市町村等において、排水設備工事に關し、設計及び施工監理等の業務を担当する者として登録されている者は、この細則により登録された責任技術者とみなし、登録するものとする。
- 3 前項の規定により、この細則に基づく責任技術者とみなされた者（以下「既登録者」という。）に係る登録機関の効力については、次の表に定めるところによる。ただし、市町村等が交付した登録証の有効期限については、平成4年1月31日（以下「切り替え日」という。）とする。

市町村等の登録有効期限	統一制度における有効期限
(1) 平成4年3月31日までのもの	平成4年1月31日
(2) 平成5年3月31日までのもの	平成5年1月31日
(3) 平成6年3月31日までのもの	平成6年1月31日
(4) 平成7年3月31日までのもの	平成7年1月31日
(5) 平成8年3月31日までのもの	平成8年1月31日
(6) 無期限のもの	平成6年1月31日

- 4 既登録者は、切り替え日までに、第25条の規定に基づく登録更新の方法により、登録の切り替えを行わなければならない。
- 5 第3項の表の第2号に該当する者については、前項の登録の切り替えの際に、次回の登録更新をあわせて行うものとする。

附 則（平成4年3月改正）

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月改正）

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月改正）

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月改正）

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月改正）

この細則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年11月改正）

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月改正）

この細則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成19年8月改正）

この細則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年4月改正）

（施行期日）

この細則は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この細則施行の際、既に責任技術者として支部に登録されている者は、その資格の有効期限内にこの細則に基づき実施される更新講習、または同等の内容の臨時に行われる切替講習を受講した場合、この細則に登録された責任技術者とみなすものとする。

附 則（平成30年4月改正）

この細則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和元年9月改正）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

（別 表）

区 分	手 数 料	金 額
(1) 受験講習会と試験を受けようとする者	試験・受験講習会手数料	5,000円
(2) 試験を受けようとする者	試験手数料	3,000円
(3) 責任技術者の登録を受けようとする者	責任技術者登録手数料	3,000円
(4) 責任技術者の更新講習会を受け、責任技術者の登録の更新を受けようとする者	責任技術者登録更新・更新講習手数料	5,000円
(5) 責任技術者証の再交付を受けようとする者	責任技術者証再交付手数料	2,000円